

平成 31 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社アスパラントグループ SPC 5 号  
本店所在地 東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号  
代 表 者 名 代表取締役 中村 彰利  
問 合 せ 先 申 祐一  
(TEL 03-3568-2572)

### F C M株式会社株式（証券コード：5758）に対する 公開買付け（第二回）の結果に関するお知らせ

株式会社アスパラントグループ SPC 5 号（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 30 年 12 月 11 日付「F C M株式会社株式（証券コード：5758）に対する公開買付け（第二回）の開始に関するお知らせ」で公表しましたとおり、平成 30 年 12 月 11 日、F C M株式会社（証券コード：5758、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。） J A S D A Q（スタンダード）、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 条。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」又は「第二回公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 30 年 12 月 12 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 31 年 1 月 30 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 買付け等の概要

###### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社アスパラントグループ SPC 5 号  
東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号

###### (2) 対象者の名称

F C M株式会社

###### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

#### (4) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数       | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|-------------|----------|----------|
| 763,133 (株) | — (株)    | — (株)    |

- (注1) 第二回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 第二回公開買付けにおいては、買付予定数に上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数(763,133株)を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成30年11月2日に提出した第71期第2四半期報告書(以下「対象者第71期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数(1,704,267株)から、公開買付者が保有する対象者株式940,600株及び対象者が平成30年11月1日に公表した「2019年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者2019年3月期第2四半期決算短信」といいます。)に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式(534株)を控除した株式数(763,133株)になります。
- (注3) 単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても、第二回公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い第二回公開買付けの買付け等の期間(以下「第二回公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

#### (5) 買付け等の期間

##### ①届出当初の買付け等の期間

平成30年12月12日(水曜日)から平成31年1月30日(水曜日)まで(30営業日)

##### ②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金4,200円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府

令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成31年1月31日に本公開買付けの結果を報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等種類            | ①株式に換算した応募数 | ②株式に換算した買付数 |
|------------------|-------------|-------------|
| 株 券              | 651,439 株   | 651,439 株   |
| 新株予約権証券          | — 株         | — 株         |
| 新株予約権付社債券        | — 株         | — 株         |
| 株券等信託受益証券<br>( ) | — 株         | — 株         |
| 株券等預託証券<br>( )   | — 株         | — 株         |
| 合 計              | 651,439 株   | 651,439 株   |
| (潜在株券等の数の合計)     | —           | (— 株)       |

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

|                              |          |                           |
|------------------------------|----------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 9,406 個  | (買付け等前における株券等所有割合 55.21%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 300 個    | (買付け等前における株券等所有割合 1.76%)  |
| 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 15,920 個 | (買付け等後における株券等所有割合 93.44%) |
| 買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 0 個      | (買付け等後における株券等所有割合 0.00%)  |
| 対象者の総株主等の議決権の数               | 17,031 個 |                           |

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第71期第2四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、第二回公開買付けにおいては、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)も対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第71期第2四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(1,704,267株)から、対象者2019年3月期第2四半期決算短信に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(534株)を控除した株式数(1,703,733株)に係る議決権の数(17,037個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成31年2月6日(水曜日)

③決済の方法

第二回公開買付期間終了後遅滞なく、第二回公開買付けによる買付け等の通知書を第二回公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(7) 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

第二回公開買付け後の方針等につきましては、公開買付者が平成30年12月12日付で提出した公開買付開始届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者株式は、本日現在、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付け後の一連の取引により対象者を完全子会社とすることを予定しておりますので、かかる手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに開示される予定です。

(8) 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社アスパラントグループ SPC 5号 東京都港区赤坂二丁目23番1号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上